

# 障がい者雇用率制度について

## 障がい者雇用率制度

事業主は、次のように障がい者雇用率（いわゆる法定雇用率）によって計算される法定雇用障がい者数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければなりません。この法定雇用障がい者数は、各事業所をまとめた企業全体について計算されることとなっています。

なお、精神障がい者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合には、各企業における雇用障がい者数の算定対象に加えることができます。

法定雇用障がい者数※1	=	企業全体の常時雇用する労働者※2 (短時間労働者※3を含む)の総数 ※4	×	障がい者雇用率 (民間企業は 2.0%)
-------------	---	--	---	-------------------------

※1 法定雇用障がい者数の算定に当たっては、1人未満の端数は切り捨てます。

※2 常時雇用する労働者とは、以下のいずれかの者です。

(イ) 期間の定めなく雇用されている労働者

(ロ) 一定の期間（例えば、1週間、2ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

(ハ) 日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新されて、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者のことです。

なお、短時間労働者については、1人の雇用をもって0.5人を雇用しているものとして、計算することとなります。

※4 除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主については、「企業全体の常時雇用する労働者の総数」を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除することになります。

## 雇用障がい者数の算定方法

各企業における雇用障がい者数の算定は、下表のとおり行います。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障がい者	○	△
重度	◎	○
知的障がい者	○	△
重度	◎	○
精神障がい者	○	△

※ ○ = 1カウント ◎ = 2カウント △ = 0.5カウント

## 障がい者の雇用に関する状況の報告

事業主は、毎年6月1日現在における身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の雇用に関する状況の報告を、7月15日までに、「障害者雇用状況報告書」により企業の主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行わなければなりません。

### ※報告義務のある事業主

法定雇用障がい者数が1人以上となる事業主、すなわち常用雇用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が50人以上の事業主

**問い合わせ先** 大阪府商工労働部 雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ  
大阪府中央区北浜東3-14 11F TEL06-6360-9077